

坑政策

附尺牘



414
A 4008

日本國坑政の策

大正十一年四月
陳侯爵寄贈

坑政の目的を日本人會社を結んで鑛坑の掘採と及び之に屬する製造を速に盛らうとせむるに在り製造と其例一を金屬の工作、硫酸の製法、磁器の製法、諸質を含有せる温泉を檢査して世の用を為す事等是れなり

右の諸事を行之を以て日本の鑛質ある諸縣に於て政府より開坑の業を起し手本を始むべ

し此舉二種の成功あり其一を利益を得
るあり其二を日本人欧羅巴の工作法に慣
習するの實踐学校を得るあり

欧羅巴にて用ゆる法方を可成大連に全國に弘
りんと欲せど政府より手本と爲る事掘
採六ヶ所を起すべし

第一 生野に於てすべし此処にては金、銀、銅、
亜鉛を掘採す

第二 佐土に於てすべし此処にては取別て金
坑を開く

第三 銀を含蓄せる鉛の坑一ヶ所此

鉛及び銀を得

第四 錫坑一ヶ所

第五 石炭坑一ヶ所

第六 鉄坑一ヶ所

右様の掘採を爲すに於ては日本人五ヶ年
の末に欧羅巴人を手離するを得べし

然れども金屬の製造を速に盛らしめ
るに此手本と爲る掘採丈を極不足ある
べし金屬製造の成功を十年の末に非れ

鑛

を見る可らば然れど第二の策を求めて
前文の策と並行之^一第三策とせ世人
を勸奨して鑛坑掘採の會社を起す是れ
あり之を行ふを日本の商賣最も繁昌な
る都府^一て財本富贍^商社立て易き処に
於て^{政府}政羅巴の工学者教名を雇用せしむ^一此
工学者を鑛坑掘採に必要なる条件を各人
に教ゆ^一政府雇入の工学者會社の願に
應じて其開らしとする鑛山の趣き報告書
を認め^一必要の機械を^一し建築の圖を與

へ建築を立合^一且其処に必要ある政羅
巴の工人の雇入を周旋せしむ^一此工人を右工学
者の督責を受く即ち政府の督責を受く
るあり^一如此行ふ時を會社各自に政羅巴の
給金高き工学者を雇入る^一及び^一機械
に實益ある者を手に入^一其機械を工学
者の差圖に任せ^一組立る故に地勢に適應す
べし^一各會社政羅巴の商人に就て之を買^一
比すれば^一廉價を^一辨す^一右商人
共を掘採に必要なる機械を心得ず且此機械

の賣買に依て夥多の利を射んとし
 政府右の如く諸會社の用を助くる故に諸會社
 を其酬として工学者の旅費并に俸禄の
 一分を拂ふべし其多少を政府費用の
 高に準ずべし 諸機械完備して用を為す
 の時よけては政羅巴を行へる法の如く諸會
 社より政府に醇利百分の五即ち産物百分
 の二を収むべし 〔財本雜費等を引て其餘方を醇
 利と云ふ之を引らば〕 合計せるを
 産物と云ふ 〔若し〕 年の末を鑛山振採に依て政府
 許多の歳入を得べし

右を為すべし仕方を一ト通述べたり 請ふ此

抗政を説く

鑛山の管轄を公工の宰相局 〔工部〕 の一部と為
 すを常とらん然れども他の諸司例へて鉄道
 電信燈臺造船等と兼併する夏なく別々
 一司たるべし 長官即ち宰相 〔卿〕 の指揮に非ん
 べし受けん

江戸に於て鑛山司ありし日本國有らゆる
 鑛坑の政を總ぶ司の正々日本官員にて之
 は政羅巴の工学者一名附添之 鑛質を

含蓄せる地方より於て政府より設けたる六ヶ
所の手本掘採の総指揮は此両員之を操
るべし掘採を盛らせんが爲り爲すべし諸
件を決すも此両員に在り諸坑に於て指揮
を司れる工学者より機械買入の爲り入用金
を願出する時其願總て根本役所（即鑛司）に
差出すべし江户在留の工学長（即鑛山正）に
右願出の金高果して餘儀無申入用あるやを
検査する爲り其知に趣き報告書を鑛山
正に呈すべし鑛山正を工学長の説右入用金

を非とするあらざれば之を拒むべし若し其報告
之を是とする時之を許容し或を拒むの権鑛
山司に在り
政羅巴の仕方を用以て政府より設け置ける
助を受くる各會社の約定を改正するを亦
江戸の鑛司（山）の職掌と爲此約定を其
時掘採の種類とを隨て一様あるべし
政羅巴の工学長の建白に依て政府の費用を
以て新坑を開くの権を唯江戸の鑛山司に
のみ在り

江戸の鑛山司と第二等の役人の職長幾員を命ずべし。此職長と其職務良否の責は當る。夫故に其附屬の役人を選ぶの権を之に委すべし。

政羅巴と取締る條約を結んで江戸を之と爲すべし。其條約日本全國に於て同一轍に歸すべし。各所に在る第二等の鑛山役所を江戸の鑛山司の許可を得るべし。非れを工学者及び其他何業に拘らば政羅巴人を雇入る可らば若し雇入の願書を差出す時

注 鑛山役所の官
員外國人と雇
入の條約略稱
然る後工學長
其人を試み不可
として退く時
は其人自負の心
を犯す可し或は
不平を鳴らす
可し其心を知る

と之を鑛山正に附添する工學長と示すべし。工學長を必要ある告知を爲し且其願書中より名指せる雇入るべき人物を試み其可否を申立べし。然れども總て外國人の争論并に其自負の心を犯す事を避くるの良策を政府須要の人物を政羅巴より招き來らば其を鑛山司の工學長に委任するに在り如此くする時を鑛山の如く重大なる管轄に於て必要あり其人の知識材能力勤を審み知る事を得べし。

毎歳々末に於て工學長を其年額種振採の

成功の取調書を作らば右取調書を日本語
に翻譯して工部卿に呈すべし卿其可否を
諭示すべし
江戸鑛山司中左の属局を設け置くべ
し
第一會計掛是れを政府に属する諸種掘採
の勘定書を毎月受取る
第二第三等の鑛山役所として江戸に在る
者あり東京を中央として各所に取捨する
諸會社より差出せる願書は此役所にて

之を取扱ふ鑛山司正に附添ふる工長(字)諸方の
願に應じて教示を授くるべし且一箇の分析
所を引受くるべし此所を以て各人鑛物の成分
及び貴賤を知らんと欲する時些少の費を以て
分析せしめ得べし
第三此一局を若干の官員よりて政府の手本
掘採の場に出張し或は各所の第二等の鑛山
役所に出張す監督を掌り各會社の免許
を取扱ひ諸種の願書を受取て之を江戸に差
送る

第二等の鑛山役所を最も繁昌する諸都府に置き江戸の鑛山司に属すべし。此諸役所を約定書と定め置き此約定書は諸役所に属する一員の工学者此約定書を從て各會社の鑛坑を巡視し其掘採に必要なる策を示すべし。右約定書を鑛山司の會計掛に送り勘定書中に録載すべし。

第二等の鑛山役所を江戸鑛山司の許可を得るべし。此れを一支配を起すを得ず且毎月出納の勘定書を鑛山司に送るべし。又此役所を掘採

に必要なる用金を傳送するべし。故に鑛山司と政府に属する鑛坑との中間に存りて取次を為す。

第二等の鑛山役所を各一箇の分析所を設けし。此所を各人鑛物の成分及び貴賤を知らんと欲する時些少の費を分析せしめ得べし。

政府より手本の爲めに設けたる掘採を日本官人一員及び欧羅巴の工学者一員の指揮を委ねべし。此兩員を支配の成否の責に當るべし。

而して江戸鑛山司正及び之に附添ふる工學長の
附屬たる工作の施行に於ては鑛坑を指圖
する政羅維巴の工學者に最大自由を許すべし
其故を成功せざる時を於て右工學者其咎を
日本官員に歸し得ざる可きなり其工學者
一月中爲したる工作の報告書及び翌月爲す
べき工作の報告書を鑛山司に送るべし此報告
書を工學長に渡し工學長其可否を申立
掘採を盛らする爲めは機械を買入るべし

總て之を鑛山司に願之し其願書を工學
長に渡すべし工學長其模様を依り其場
所に出張し報告書を鑛山司に送るべし若
し工學長其入用金を許す可らんと決する時
を願出の金高差許可せざれば若し工學長之を
可とする時之を許すと許さざるとは鑛山
司正の権に在り若し掘採の進は依て工學
者何等の品を外國人より買入るべきを要す
る時を其坑の指揮を司れる官員及び江戸の
工學長に之を申出すべし右官員其願書を

其場所最近の都府に在る第二等の鑛山役所
に送るべし此役所を其金の定額例へを
二千元より上は昇らざる時のみ用金を許
し与ふるの権あり之より上は昇れる費用
を鑛山司の許可を得ざる可らざる

政府より手本の為めを起せし掘採に於て使
用すべき日本人を其坑の指揮を司れる日
本官員及び工学者の協議して命ずべし
此両員も功の成否の責に當る者あり右
命ずる時其最寄の第二等の鑛山役所の

議を向ふを要せず然れども右使用の
人物に不意の変ある時之を鑛山役所
に告知せざる可らざる

工作の監督會計掛等の日本職員総て官
位同級俸禄同等あり其掌を前以て一
定すべし専ら工学者の指圖を受くるべし
今日
れ政府の諸局に於て諸官員朝第十字に
参局し夕第四字に退散し且五日毎に一日
の休暇あり鑛山に於ては然らざる朝第七
字より夕第六字まで業を操るべし且七日

毎子一度の外休暇せず然れど諸鑛山の職員の俸禄を平常の諸局に勤仕する同級の職員より多きを當然あるべし然れども其工業を可成大善く為さしめしむるは右俸禄の増加を毎月恰も賞賜の如くは與へ其力勤應じて諸人は配當するを必要ありし此配當を其坑の指揮を司れる日本官員及び工學者之を施行すべし使用せらるる諸人員の嘆願を先づ之を其坑の指揮官に差出すべし此れを不可あり指揮

官之を最寄の第一等の鑛山役所に送るべし唯重大の事件の時を諸人員鑛山司より時々差遣せる監察官之を差出すを得べし監察官之を東京の鑛山司に送るべし

坑政を完備し且後來の爲り日本人の工學者を仕込むを政府大坂又を江戸に於て鑛山司一區を設け之を鑛山司の指揮に屬すべし

諸會社と与り免許状を左の件々を掲

とす

第一凡そ鑛坑を最寄の第二等鑛山役所
不在留せらるる政府雇入の工学者の示せらるる方法
に隨て掘採すべし

第二施行したる工業の有様及び報告書
を毎年々末に於て同一の鑛山役所より差出
すべし其故を若し鑛坑を廢棄する時再
び其掘採を始めんと欲する新會社有益
の事情を知り易きなり

第三各會社鑛山司の許可を経ずして
政羅巴の工学者及び工人を雇入るるを得
ず其願書を最寄の第二等の鑛山役所
に差出すべし鑛山役所之を東京の鑛山司に
傳達す

第四各會社最寄の鑛山役所より定め置ける
金高を政府に納むべし政府の工学者の授
けたる功用に酬ゆるなり並に又釀百分
の五即ち産物百分の二を税として納むべ
し

第五若し會社鑛坑掘採に必要ある費

用ニ備を欠ぐ時ニ政府ニ拜借を願ふ
を得一然れども如此き時ニ政府其業
の利益中より幾分の高^金を収む
第六免許地の廣々限界ある可らば其
坑最寄の鑛山役所の工学者の報告ニ依て
鑛山司其限界を定むべし

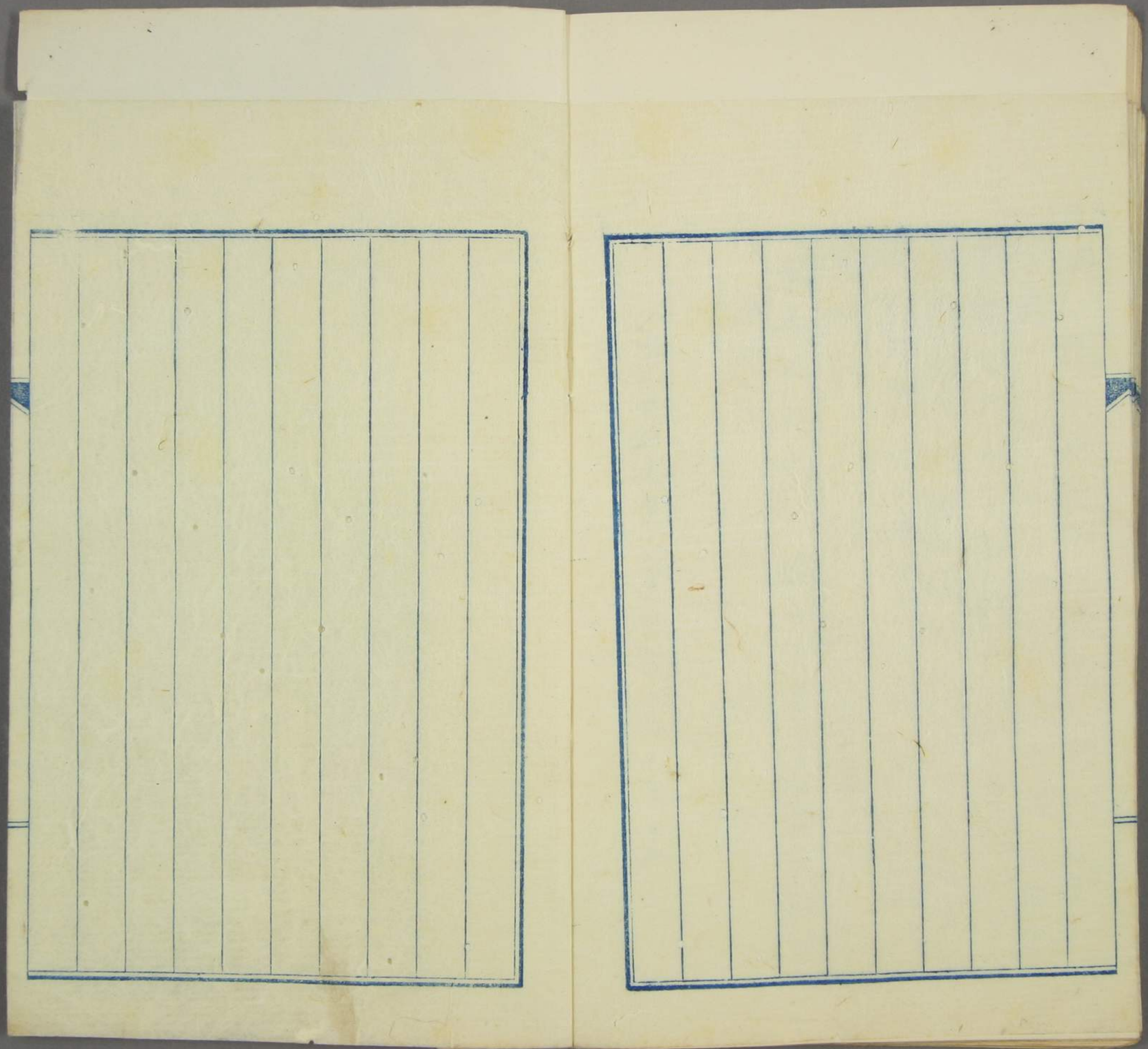
千八百七十一年 第一月二十九日江戸に於て
識す
鑛山工学者 コロ子

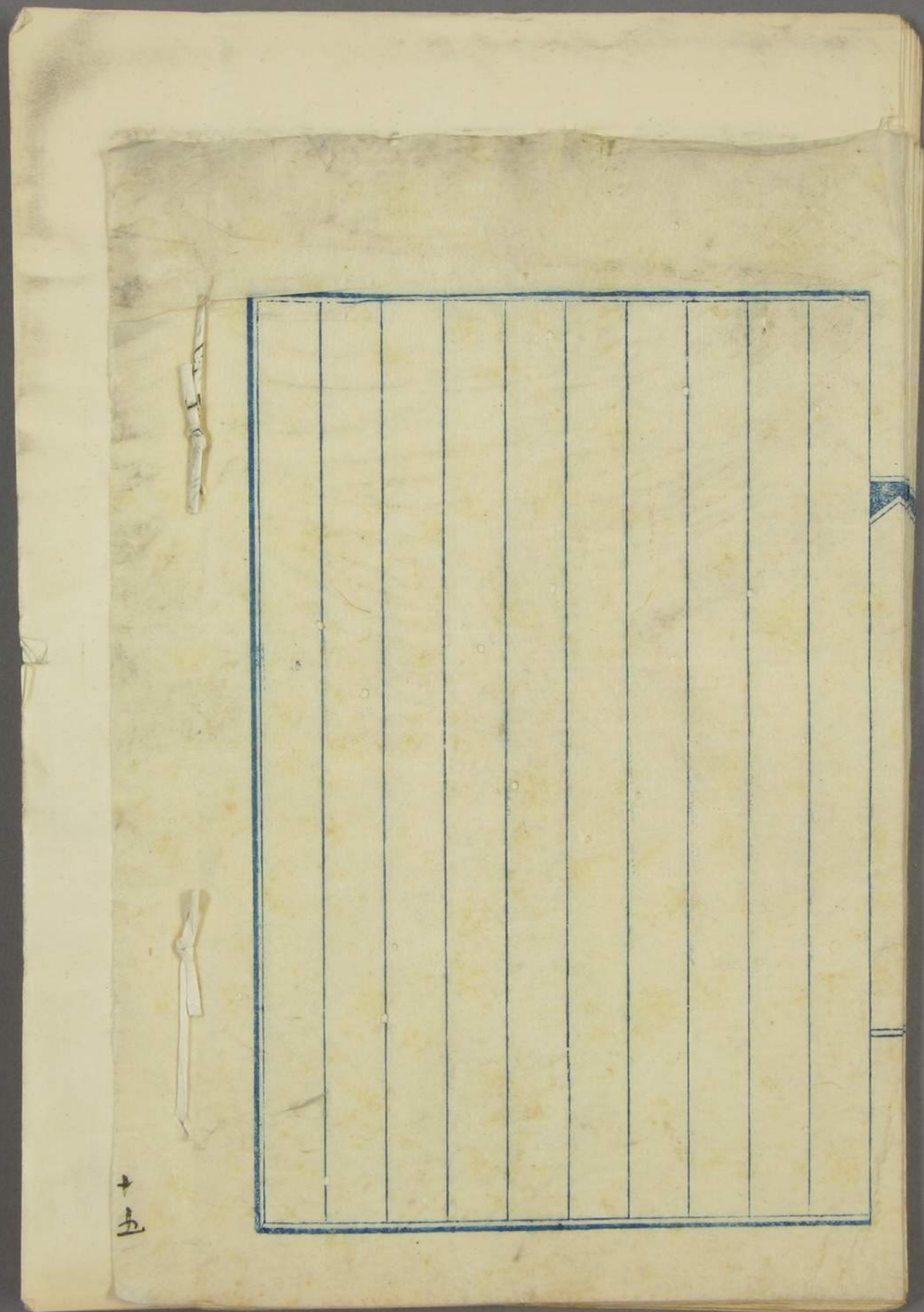
千八百七十一年 第一月二十九日江戸に於て

大隈君

謹而御所望ニ報告書を呈し若し譯官
其翻譯に於て解し難き處有之にハ僕
十分其質向の相手を可致し其人畫向何
時^ハ拘らば^ハ法^ハ衛^ハ西^ハ館^ハニ入來有之不苦ハ
僕其好次第ニ解釋可致也至敬謹言

コロ子





+
五